

和歌山県公安委員会告示第50号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第41条第1項の規定に基づく行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第1号の規定による聴聞を次のとおり実施することから、法第41条第2項の規定に基づき公示する。

令和7年7月8日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

1 聴聞の期日

令和7年7月17日(木) 午前10時

2 聴聞の場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館1-C会議室

3 事案番号

法第41条第2項に基づく聴聞 和公委第231号